

令和6年度山形市脱炭素推進宅配ボックス普及促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、宅配荷物等の再配達による二酸化炭素の排出を抑制するとともに、物流の2024年問題の解決に寄与するため、宅配ボックスを購入し、及び設置した者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 第6条第1項の規定による補助金の交付申請時において市内に住所を有すること。
- (2) 第4条の補助対象経費について、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の自らが居住する住宅又はその敷地内に別表第1に掲げる補助の要件を満たす宅配ボックス（1世帯につき1台に限る。）を設置する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る費用のうち、宅配ボックスの購入及び設置工事に要する費用（いずれも消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度山形市脱炭素推進宅配ボックス普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、令和6年5月15日から同年9月30日までの間に市長に提出しなければならない。

ない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める期間に受け付けた補助金の交付申請に係る補助金の交付申請額の合計額が予算額に満たなかった場合は、当該期間を延長することができる。

(交付決定の通知)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和6年度山形市脱炭素推進宅配ボックス普及促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請内容の審査に当たっては、必要に応じて現地確認を行うことができる。

(帳簿の保管)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第19条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第9条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 2 規則第18条第2号に規定する市長が指定するものは、この要綱による補助金の交付を受けて購入し、及び設置した宅配ボックスとする。
- 3 規則第18条の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をする場合には、交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(調査等への協力)

- 第10条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じてこの市の環境施策の参考とする事項に関する調査、報告等の協力を求めることができる。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助の要件

宅配ボックスは、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 運送業者が受取人の荷物を収納することができるもの
- (2) 盗難防止のため、容易に移動することができないよう固定されているもの
- (3) 収納部分（折り畳み式の場合は、使用時の収納部分）の内寸の合計が80センチメートル以上であるもの
- (4) 未使用の新品であるもの
- (5) 令和6年5月15日以後に購入したもの

別表第2（第6条関係）

	必要書類	補足説明
1	補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類	・領収書等の写し
2	宅配ボックスの設置状況等を示す写真	・宅配ボックスの全景 ・宅配ボックスが固定されていることが分かるもの（アンカーボルト、セキュリティワイヤー等） ・宅配ボックスが設置された住宅の全景 ・宅配ボックスの品番が分かるもの（品番ラベル等）
3	補助金の振込先の通帳等の写し	・口座の名義人は申請者と同じもの
4	その他市長が必要と認める書類	